

# 福島県吹奏楽コンクール実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

**第1条** この大会は「福島県吹奏楽コンクール」という。

(実 施)

**第2条** 福島県吹奏楽コンクール（以下、県大会）は、各支部大会から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

(各支部大会)

**第3条** 選出母体たる支部大会は、次の通りとする。

- (1) 県北支部大会                      (2) 県南支部大会                      (3) 会津支部大会  
(4) いわき支部大会                      (5) 相双支部大会

(会場・日時)

**第4条** 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、常任理事会）で決める。

2 常任理事会は、前年度の6月末日までに、実施会場及び日時を決める。

## 第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

**第5条** 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

- (1) 小学生の部      (2) 中学生の部                      (3) 中学生小編成の部  
(4) 高等学校の部      (5) 高等学校小編成の部      (6) 大学の部                      (7) 職場・一般の部

(参加人員)

**第6条** 各部門の参加人員は次の通りとする。

- (1) 小学生の部 ..... 自      由  
(2) 中学生の部 ..... 50名以内  
(3) 中学生小編成の部 ..... 25名以内  
(4) 高等学校の部 ..... 55名以内  
(5) 高等学校小編成の部 ..... 30名以内  
(6) 大学の部 ..... 55名以内  
(7) 職場・一般の部 ..... 65名以内

2 支部大会の参加申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

## 第3章 資 格

(参加資格)

**第7条** 参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

(1) 小学生の部

団体構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。  
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。  
③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 中学生の部・中学生小編成の部

団体構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の

小学生※<sup>1</sup>の参加は認める。小中一貫校の小学生の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度中学2年生以下の部員が20名以内の団体、もしくは各支部吹奏楽連盟に認められた団体とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>、中学生※<sup>2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

### (3) 高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度高校2年生以下の部員が25名以内の団体、もしくは各支部吹奏楽連盟に認められた団体とする。

### (4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。(同一経営の学園内小学校児童、中学生及び高校生の参加は認める。)

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

### (5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

※<sup>1</sup> 小学生 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※<sup>2</sup> 中学生 学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 加盟団体が、同一部門に重複して参加することは認めない。

3 同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することは認めない。

4 課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

(指揮者)

**第8条** 指揮者の資格については制限しないが、課題曲、自由曲とも同一人物が指揮をすること。

2 同一指揮者が、同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、大学、職場・一般の部を除く。

(入賞取消)

**第9条** 参加団体の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第4章 課題曲・自由曲及び演奏時間

(編成)

**第10条** 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。

2 自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキヤット(声)は認める(歌詞は不可)。

(審査)

**第11条** 参加団体は、課題曲1曲及び自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし、小学生、中学生小編成の部及び高等学校小編成の部(以下、小編成)は、自由曲のみで審査を受ける。

(課題曲)

**第12条** 課題曲は、全日本吹奏楽連盟で決定されたその年のものを用いる。

(演奏曲目)

**第13条** 課題曲及び自由曲は、支部大会に用いたものとする。

(著作権)

**第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに県大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

**第15条** 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学生、小編成の出場団体は、自由曲のみ7分以内とする。

2 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。ただし、小学生、小編成は、自由曲の演奏開始から終了までの時間をいう。

(失格)

**第16条** 演奏時間が、超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(演奏順序)

**第17条** 演奏順序及び部門の順序は、その年の常任理事会で決定する。

## 第5章 表彰及び代表

(審査員)

**第18条** 審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は7名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

**第19条** 表彰は部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(代表)

**第20条** 金賞受賞団体の中より次の数の団体を東北吹奏楽コンクール(以下、東北大会)に推薦する。なお、東北大会の演奏順は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

(1) 小学生の部 …………… 3団体

(2) 中学生の部 …………… 4団体

(3) 中学生小編成の部 …………… 3団体

(4) 高等学校の部 …………… 4団体

(5) 高等学校小編成の部 …………… 2団体

(6) 大学の部 …………… 1団体

(7) 職場・一般の部 …………… 2団体

2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、東北大会までシード団体として参加できる。

## 第6章 支部代表

(支部代表)

**第21条** 各支部は、県大会開催の2週間前までに支部大会を実施し、各部門の代表団体を決定して、県事務局及び県大会開催支部に報告しなければならない。ただし大学の部は県大会実施団体数に満たない場合は支部大会を免除する。

(推薦団体数)

**第22条** 県大会に各支部より選出する団体数は、シード団体を除き、当該年度の各支部大会の参加申込団体数を勘案して、第1回常任理事会で定める。ただし、参加申込団体数とは5月末日まで県事務局に参加申込書を提出した団体数をいう。

(シード団体)

**第23条** 前年度東北大会に出場した団体は、本年度の県大会に出場できる。ただし、支部大会にも出場し

なければならない。

2 シードされた団体が出場を辞退した場合は、その支部の代表団体に補充することはできず、欠員としなければならない。

(参加費用)

**第24条** 県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

## 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

**第25条** 県大会実施に当って常任理事会が必要と認めた場合は、共催、後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

**第26条** 県大会の実行委員は、県事務局と主管支部の役員があたる。

(実施要項)

**第27条** その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

**第28条** この規定は常任理事会の議により改定することができる。

附則 この規定は、平成 7年5月16日より実施する。

この規定は、平成 8年5月14日より改定実施する。

この規定は、平成10年5月12日より改定実施する。

この規定は、平成12年2月22日より改定実施する。

この規定は、平成14年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成15年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成17年4月 1日より改定実施する。

この規程は、平成19年6月 4日より改定実施する。

この規定は、平成21年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成22年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成23年5月 8日より改定実施する。

この規定は、平成25年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成27年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成28年4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成29年4月19日より改定実施する。

この規定は、平成31年4月11日より改定実施する。

この規定は、令和 2年4月13日より改定実施する。

この規定は、令和 5年4月11日より改定実施する。

この規定は、令和 6年4月11日より改定実施する。

## 福島県吹奏楽コンクール審査内規

**第1条** この内規は、福島県吹奏楽コンクール実施規定第18条・19条に基づき審査及び判定について定めるものである。

**第2条** 審査員は、課題曲と自由曲それぞれを20点満点で評価する。評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

**第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された県事務局と審査係によって処理する。

**第4条** 審査処理は、審査員の評価に基づき、部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。

ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。

**第5条** 福島県代表の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 課題曲と自由曲との評価点数を加算して、総合点の高い団体を代表とする。

(2) 総合点と同点の場合は、次の方法を順に行って決定する。

- ① 勝ち点方式。
- ② 順位点方式。
- ③ 満点の個数。
- ④ 審査員による決戦投票。

**第6条** 第5条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

**第7条** 小学生、中学生、高等学校の部門ごとに優秀1団体と、大学、職場・一般の中から優秀1団体を選考して、福島県知事賞を贈る。

**第8条** 審査一覧表は、出演団体に送付する。

**第9条** この内規は、常任理事会の議により、改定することができる。

附則 この内規は、令和6年4月11日より改定実施する。